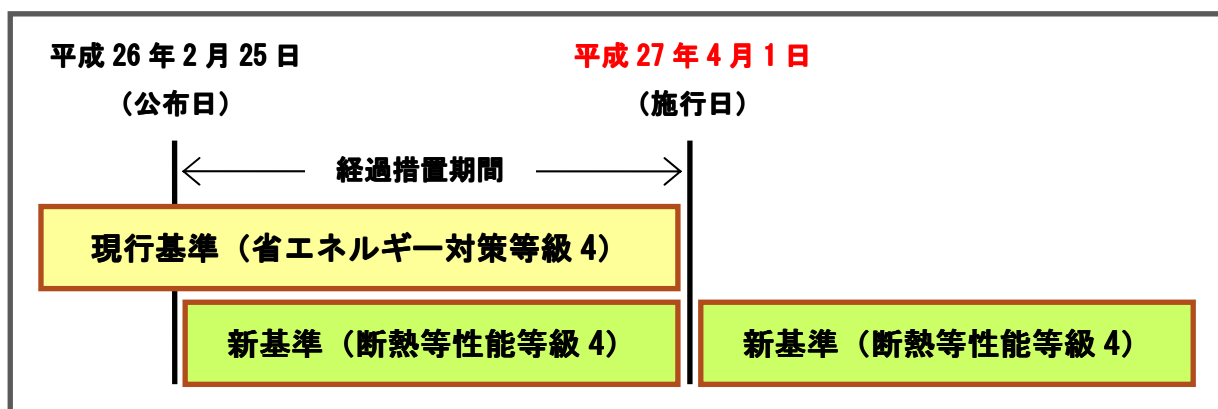


# 長期優良住宅認定基準等の 改正について

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴い、平成27年4月1日より長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準が新基準に完全移行します。

省エネルギー対策等級4 → 断熱等性能等級4

そのため、平成27年4月1日以降に申請される長期優良住宅建築等計画では、「断熱等性能等級4」を満たす必要があります。



平成27年3月31日までに「省エネルギー対策等級4」で交付を受けた適合証であっても、それを用いて平成27年4月1日以降に行政庁に申請することはできませんので、ご注意ください！

